

京都薬科大学外国人留学生奨学金取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都薬科大学奨学金規則第5条第2項の規定に基づき、京都薬科大学（以下「本学」という。）に在学する外国人留学生（国費外国人留学生及び政府派遣を除く。以下同じ）に対する奨学金（以下「奨学金」という。）に関し必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 奨学金の給付を受けることができる者（以下「奨学生」という。）は、学力及び人物ともに優れ、かつ、経済的な理由により修学困難で勉学意欲の強い外国人留学生とする。

(奨学金額等)

第3条 奨学金の額は、月額3万円とする。

2 奨学金の給付は、給付を決定した当該年度限りとする。ただし、次年度以降継続して申請することができる。

3 前項ただし書の場合においては、あらためて次条第2項に規定する申請を行わなければならない。

4 奨学金の給付日は、毎月20日を基準とする。

(申請)

第4条 奨学生の申請受付は、必要の都度随時行う。

2 奨学生の申請を希望する者は、所定の外国人留学生奨学金申請書及び本学が必要と認める書類を、事務局国際交流推進室に提出しなければならない。

(選考及び決定等)

第5条 奨学生は、国際交流推進委員会（以下「委員会」という。）の審査を参考に学長が決定する。

2 学長は、奨学生を決定したときは、速やかに申請者本人に通知する。

(奨学金の支給)

第6条 奨学金は、奨学生の指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座に振り込む。

2 奨学生は、所定の期日までに奨学金振込口座届を提出しなければならない。

(給付の休止)

第7条 奨学生が休学したときは、休学期間中奨学金の給付を休止する。

(奨学生の資格取消等)

第8条 学長は、学生の本分にもとる行為により、奨学生として適当でないと認めるときは、奨学生の資格を取り消すことができる。

(学外奨学金との併給の取扱い)

第9条 奨学生は、学外の給付型奨学金（以下「学外奨学金」という。）の奨学生に採用されたときは、速やかに学長に届け出なければならない。

2 学長は、前項の学外奨学金の給付条件として他の奨学金との併給が禁止されている場合は、本学の奨学生の資格を取り消すものとする。この場合において、奨学生は、これまで本学が給付した奨学金の全額を返還しなければならない。

(事務)

第10条 奨学金に関する事務は、関係各課の協力を得て事務局国際交流推進室において処理する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、奨学金の取扱いに関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、昭和54年10月13日から施行する。

附 則

この規程（一部改正）は、昭和59年5月1日から施行する。

附 則

1 この規程（一部改正）は、2015年1月1日から施行する。

2 京都薬科大学外国人留学生奨学金規程細則は、廃止する。

附 則

この要綱（一部改正）は、2018年11月1日から施行する。